

苫小牧市税条例の一部改正（法人市民税超過課税（案）） についての市民説明会

日時:令和8年7月9日（木） 13時30分

会場:苫小牧市役所本庁舎2階 入札室

次 第

1. 法人市民税とは
2. これまでの超過課税
3. 今後の超過課税
4. 本市と道内他市の状況

法人市民税の超過課税（案）について



1 法人市民税とは

（1）法人市民税とは

法人市民税は、市内に事務所や事業所などを有する法人等に納めていただく税金です。この税は、法人の事業活動に応じて課税されるもので、市民サービスを支える大切な財源の一つです。

法人市民税は、次の2つから構成されています。

均等割

- 資本金等の額や従業者数に応じたもの（9つの区分）
- 5万円～360万円/年額（本市における税額）

法人税割

- 業績に応じた法人税額を基準にしたもの

法人市民税の超過課税（案）について



2 これまでの超過課税

（１）対象及び税率、適用期間、使途目的

- 【対象及び税率】 均等割 ～ 資本金 1 億円超 制限税率：100分の120
法人税割 ～ 資本金 3 千万円超 制限税率：8.4%（標準 6%）
- 【適用期間】 10年間の時限措置（平成 9 年 2 月から 2 度更新し、令和 9 年 1 月まで継続）
- 【使途目的】 旧苫小牧駒澤大学への財政支援を含めた教育関連施設の整備

（２）増収分の活用

苫小牧市内対象法人※から総額 約103億円（平成 9 年度から令和 8 年度まで）の超過課税を納めていただき、貴重な財源として有効活用させていただいた。

※ 対象法人数（令和 6 年度）：4,609社のうち1,022社（均等割・法人税割 676社、法人税割のみ 346社）

▶ 平成 9 年 2 月～平成19年 1 月（10年間） 約 35 億円

- 〔活用〕
- ・ 旧苫小牧駒澤大学への財政支援（退職手当基金からの借入返済）
 - ・ 小中学校施設整備（緑陵中学校建設、若草小学校改築ほか）
 - ・ 社会教育スポーツ施設整備（ハイランドスポーツセンター改修ほか）

▶ 平成19年 2 月～平成29年 1 月（10年間） 約 30 億円

- 〔活用〕
- ・ 小中学校施設整備（拓進小学校建設、青翔中学校建設ほか）
 - ・ 社会教育スポーツ施設整備（新大成児童センター整備、美術博物館整備ほか）

▶ 平成29年 2 月～令和 9 年 1 月（10年間） 約 38 億円（※ 令和 8 年度は予算額）

- 〔活用〕
- ・ 小中学校施設整備（北光小学校改築、啓北中学校改築ほか）

法人市民税の超過課税（案）について

3 今後の超過課税

（１）超過課税の必要性

- ▶ 少子化により教育関連事業は減少するものの、子どもも含めた全ての市民の安全・安心に関する行政需要が高まっている。
- ▶ 起債償還額の増加や基金残高の減少に伴い、厳しい財政運営が見込まれる。



- ▶ これまでの旧苫小牧駒澤大学への財政支援を含めた教育関連施設の整備にかかる財源確保のための超過課税は終了。
- ▶ 令和9年2月以降は、これからの市民の安心を支えるまちづくり(教育施設整備含む)に活用するための超過課税をお願いしたい。

終了

これまでの超過課税



今後

市民の安心を支える
まちづくりのための超過課税

※ 教育施設整備基金は廃止し、新たに市民の安心を支えるまちづくりのため基金を設置

〔活用案〕

災害対策関連事業、公共施設のエアコン及びクーリングスポット設置・バリアフリー化、地域の防犯灯・防犯カメラ整備

（２）対象及び税率、適用期間、使途目的

【対象及び税率】 現在と変更なし

【適用期間】 期間を定めず恒久化

【使途目的】 これからの市民の安心を支えるまちづくり

法人市民税の超過課税（案）について



4 本市と道内他市の状況

（１）均等割の課税

- 全て超過税率（６万円～３６０万円）・・・３１市
- **一部超過税率（５万円～３６０万円）・・・１市（苫小牧市）【※１】**
- 全て標準税率（５万円～３００万円）・・・３市

【※１】「資本金等の額」、「市内従業員数」により１～９号の区分に分けられています。

変更
なし

（２）法人税割の課税

- 全て超過税率・・・３３市【※２】
- **一部超過税率・・・２市（苫小牧市）【※３】**
- 全て標準税率・・・なし

【※２】うち１市が８.２％、３１市が８.４％

【※３】「資本金等の額」が一定額を超えた法人は超過税率適用（苫小牧市は３千万円）

変更
なし

（３）適用期間について

- 適用期間なし（期限を設けない）・・・３３市
- **適用期間あり（期限を設けている）・・・２市（苫小牧市）**

今回の
見直し